

「NPO」商標の登録取消決定（意義決定）における「当審の判断」について（要点）

（資料：今瀬政司（特活）市民活動情報センター、2005年5月20日）

（登録第4665822号商標 / 異議2003-90457号）

今回の特許庁の判断は、登録異議申立て主張した「NPO」に関する特殊な実情に鑑みれば、指定商品が「新聞、雑誌」の場合に適用される、商標法第3条第1項第3号についての審査基準である「新聞、雑誌の定期刊行物は原則として自他商品の識別力があるものとする。」における原則には当てはまらない、と判断。

そこで、本件商標は自他商品識別力を有するのか、独占適応性はあるのかの判断を商標法第3条第1項各号の規定の趣旨を総合的に検討した結果、本件商標は何人かの業務にかかる商品であることを認識することができない商標であって、商標法第3条第1項第6号に該当する、との結論を出している。

以下は、株式会社角川ホールディングス（以下、角川という）の取消理由通知書に対する主な反論とそれに対応する当審の判断をまとめたものである。

【1】角川の反論（1）

商標権の効力について： 本件商標権は、NPOが自己の発行する雑誌等に「NPO」と同一若しくは類似する商標を題号として使用する場合には、その効力は及ばない。

【当審の判断】

当該審理で判断すべきは、本件商標に識別力があるか否かの問題。商標権の効力範囲の問題と当該商標の自他商品識別力があるか否かの問題は次元を異にする。

商標権者の主張は採用できない。つまり、本件商標登録を取り消すべきではないとの理由にはならない。

【2】角川文庫の反論（2）

雑誌のタイトル商標の特殊性について： 特許庁審査基準によれば、雑誌等の取引の特殊な事情より、「新聞、雑誌」の題号は、それが内容表示であっても原則識別力があると規定している。従って、雑誌のタイトル商標は原則として自他商品等識別力を有している。

【当審の判断】

商標法第3条第1項各号の規定は、自他商品識別機能を果たし得ない商標、若しくは、私人に独占させるべきでない商標を例示している商標法第3条第1項第1号から第5号に該当しなくても、自他商品識別機能を果たし得ない商標は登録しないとする第6号の統括規定を定め、自他商品識別機能を果たし得ない商標、若しくは、私人に独占させるべきでない商標の登録を排除する趣旨の規定である。

「雑誌、新聞」を指定商品とする商標も、商標法第3条第1項第3号の適用を受けることがあることはもとより、3号の適用がないとされる場合に3号を除く商標法第3条第1項各号の適用を受けることがありうるのは、「雑誌、新聞」以外の商品を指定商品とする商標と同じである。「雑誌、新聞」だけが特別な審査をされるわけではない。

商標法第3条第1項第3号に関する、「新聞、雑誌等の定期刊行物の題号は、原則として自他商品の識別力があるものとする」（審査基準）

「新聞、雑誌」に使用される商標の自他商品識別力について無条件に認めているものではない。

（なぜなら）当該審査基準の位置づけは、あくまで、上記趣旨を目的とした商標法第3条第1項各号の審査基準の一つである。無条件に識別力を認めることを意図しているわけではない。だからこそ、「原則として」の文言が入っている。

【3】角川文庫の反論（3）

「NPO」を一部に含む商標が多数使用されていることをもって、「NPO」単独の商標に識別力はないとの結論は到底認容できない。

【当審の判断】

「NPO」の語が定期刊行物の題号の一部に使用されている実情がある以上、「NPO」単独では商標の本質的機能である自他商品を識別し、それが一定の出所から流出していることを示す機能は極めて弱い、と判断することは、東京高裁 平成15年1月27日判決 平成15年（行ケ）第42号 に照らしても相当である。

【4】角川文庫の反論（4）

取消理由通知で引用された雑誌等は、商標法上の「商品」とはいえない。従って、かかる雑誌等が多数存在することをもって、本件商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとの証拠にはならない。（つまり、「NPO」を一部に含む商標が多数使用されていることをもって、「NPO」単独の商標に識別力はないとの判断に対する、証拠の側面からの反論）

【当審の判断】

商標法には「商品」の定義規定はない 甲第5号証の機関紙等が商標法上の「商品」に該当しないと法的根拠はない

甲第5号証の機関紙等が商標法上の「商品」に該当するか否かは「商品」として流過程におかれる否かで個別具体的に判断すべき（東京高裁 平成15年5月20日判決 平成15年（行ケ）第14号で示された判断基準）

甲第5号証の機関紙等には価格が明示され、発行者等が明らかにされているため、不特定多数の購入希望者が当該刊行物を購入することができる 甲第5号証の機関紙等が商標法上の「商品」に該当しないと理由なし

仮に、甲第5号証の機関紙等に商標法上の「商品」といえないものがあつたとしても、使用されている事実はある。

本件取消理由を否定することにはならない。

なお、特許庁は、上記の判断以外に、以下の見解を示している。

2 本件商標の自他商品識別力について

【1】本件商標の構成と創作性の程度 標準文字よりなり、視覚上の印象は強くない

【2】「NPO」の語が取引者等により自他商品の識別標識として認識される程度 極めて低い

<理由> 「NPO」の語に接した場合は、非営利の民間組織が一義的に想起されるため

ここにおいて、「新聞、雑誌」の審査基準にはその自他商品識別力は「原則として」ある、としているのみ。

異議申立書の理由にあるような実情（「NPO」の語を一部に含む題号を有する雑誌等が多数発行されている等の実情）を考慮すれば、さらなる、本件商標の自他商品識別力の有無の検討が必要（理由：商標法第3条第1項の趣旨を達成させるため（前述の趣旨参照））

【3】「NPO」の独占適応性 NPOが活動する上で必要な表示である、特定人に独占認めるべきではない

【4】本件商標が使用される指定商品にかかる取引の実情を考慮した場合、本件商標に識別力があると評価できるか

商標権者は使用により識別力を獲得したとの主張、立証なし